

令和4年9月 日

青森県知事 三村申吾 殿

「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」

制定を求める県民の会

共同代表 浅石 紘爾  
阿部 一久  
奥村 榮  
古村 一雄  
平野 了三

「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定を求める

要 請 書

〈要請趣旨〉

青森県六ヶ所村の高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）一時貯蔵施設における貯蔵期間は30年から50年であり、初搬入の1995年から、すでに27年が過ぎました。最終処分場操業までに30年必要とされるにもかかわらず、最終処分地の候補地すら決まっていません。再処理工場が動き出せば、高レベル放射性廃棄物は増える一方です。このままでは青森県が最終処分地となる不安がますます高まります。

青森県を最終処分地としないことは、県民の総意です。このことを内外に明確に示し、青森県を最終処分地としないための条例を制定する必要があります。

よって、青森県知事に要請するものであります。

なお、同趣旨請願書を青森県議会議長に署名者数 筆分の署名簿を添えて請願することを申し添えます。

〈要請事項〉

「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」を制定すること

(参考資料を添付します。)

参考(1)「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定を求める請願書(案)

参考(2) 署名者数

参考(3)「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」(案)

参考(4) 条例提案の理由と経緯

参考(5) 全国の放射性廃棄物持ち込み拒否条例制定一覧

(要請団体) 住 所 青森県八戸市根城9丁目19-9

TEL・FAX 0178-47-2321